

災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書

北海道（以下「甲」という。）と北海道石油業協同組合連合会（以下「乙」という。）は、北海道内に地震、風水害その他の大規模災害等、又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に定める武力攻撃災害（緊急処理事態における災害を含む。）が発生し、又は発生のおそれがある場合並びに都道府県等相互の応援措置を行う場合（以下「災害時等」という。）に必要な事項に関して、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第1条 災害時等において、甲は、乙及び乙の支部並びに乙の組合員（以下「乙等」という。）に対して、次の各号について協力を要請することができるものとする。

- (1) 甲が指定する緊急車両等への石油類の優先給油
 - (2) 甲が指定する災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設等への石油類の優先提供
 - (3) 乙等が取り扱う物資（第1号及び第2号で規定する石油類を除く。）の供給及び要員の動員等
 - (4) 乙等の給油所における、帰宅困難者、被災者及び観光客（外国人を含む。）等（以下「帰宅困難者等」という。）に対する一時休憩所としての施設の提供、水道水及びトイレの提供
 - (5) 乙等の給油所における帰宅困難者等に対するラジオ、テレビ等による災害情報、地図等による通行可能な道路情報、近隣の避難所に関する情報等の提供
 - (6) 乙等の給油所における傷病者である帰宅困難者等に対する救急要請及び簡易な応急手当等の支援
- 2 前項の要請は、「石油類燃料の供給等要請書」（別記第1号様式）によるものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

（支援の実施）

第2条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、乙の支部及び組合員に対し、可能な範囲内において支援を実施するよう指導するものとする。ただし、乙は、通信の途絶等により甲が乙に要請できないと判断したときは、甲の要請を待たないで支援を実施するよう指導するものとする。

（報告手続）

第3条 乙等は、第1条第1項第1号から第3号までの協力を行った場合には口頭で甲に報告し、その後、速やかに「救援実施報告書」（別記第2号様式）を提出するものとする。

（経費の負担）

第4条 第1条第1項第1号から第3号までの規定により乙等が供給した石油類燃料等の対価及び乙等が行った運搬の費用（以下「費用」という。）については、原則として、当該石油類燃料の供給等を受けた者（以下「供給先」という。）が負担するものとし、災害発生時直前における通常の価格を基準として、供給先と乙等が協議のうえ決定するものとする。

（費用の支払）

第5条 供給先は、乙等からの請求があったときは、その費用を速やかに支払うものとする。

（事故等）

第6条 乙は、その石油類燃料の供給等に際し、やむを得ぬ事由が発生し供給等を中断したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

（損害の負担）

第7条 第1条の規定による業務により生じた損害の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。

（災害補償）

第8条 甲は、第1条の規定による業務に従事する乙等並びにその役員及び従業員について、その者の責に帰することができない理由により死亡その他の事故が生じたときは、「北海道災害応急措置業務従事者の損害補償に関する条例（昭和38年12月25日条例第56号）」に定めるところにより、その損害を補償する。ただし、他の法令により、療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、同一の事故については、その給付若しくは補償の限度において損害補償の責を免れる。

（市町村との協定）

第9条 甲及び乙は協力して、市町村と乙の支部との災害時における石油類燃料の供給等に関する協定の締結を推進するものとする。

2 甲は、災害時に、乙等が石油類燃料等の供給能力を十分発揮できるよう、甲の「中小企業者等に対する受注機会の確保に関する推進方針」に沿って、市町村に対し、文書により分離・分割発注の推進等について配慮を要請するものとする。

（協力体制の構築）

第10条 甲及び乙は、この協定を円滑に推進するために事務担当者名簿を作成し、相互に交換するとともに、平常時から防災に関し、必要な対策について協議するものとする。

2 乙の支部、乙の組合員の災害に関する研修等、この協定の円滑な実施を図るため必要な事項について、甲は協力するものとする。

（道民への周知）

第11条 甲及び乙は協力して、この協定の内容及び乙等の所在地等について道民へ周知を図るものとする。

（協定の有効期間）

第12条 本協定の有効期間は協定締結日から1年間とし、有効期間満了までに、甲又は乙から特段の意思表示がないときは更新されるものとする。

（協議）

第13条 この協定に定めがない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するための本書2通を作成し、甲乙記名の上、各1通を保有するものとする。

平成23年12月26日

甲 北海道
北海道知事

高橋 正三

乙 北海道石油業協同組合連合会
会長

伊藤 豊

災害時における被災者支援のための
行政書士業務に関する協定書

北 海 道
北海道行政書士会

災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定書

北海道（以下「甲」という。）と北海道行政書士会（以下「乙」という。）は、北海道内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に定める地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下、「災害時」という。）における、被災者支援のための行政書士業務（以下、「行政書士業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、甲の要請に基づき乙が実施する行政書士業務について、必要な事項を定める。

（協力要請）

第2条 甲が災害時に災害対策本部を設置した場合、又は市町村から甲に対して支援の要請があった場合において、行政書士業務の必要が生じたときは、乙に対して協力を要請するものとする。

（行政書士業務の範囲）

第3条 甲の要請により乙及び乙の会員が行う行政書士業務は、行政書士法（昭和26年法律第4号）第1条の2及び第1条の3に定める業務、並びに同業務を実施するために必要となる次に掲げる業務とする。

- (1) 乙による被災者支援相談センターの開設
- (2) 道又は市町村への乙の会員の派遣
- (3) その他甲が必要と認める業務

（要請手続等）

第4条 第2条の要請は、「協力要請書」（別紙様式第1）により行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- 2 乙は、第1項の要請を受けたときは、速やかに「協力要請確認書」（別紙様式第2）を提出するとともに、その要請を実施するために必要な措置を講じるものとする。
- 3 乙は、要請を受けた行政書士業務が終了したときは、速やかに「協力結果報告書」（別紙様式第3）により、甲に報告するものとする。

（費用負担）

第5条 甲の要請による行政書士業務で必要となった経費は、原則として乙が負担するものとする。ただし、これにより難しい場合は、甲、乙の協議によるものとする。

（相談者の費用負担）

第6条 甲の要請による行政書士業務において、相談者は負担を負わない。ただし、行政書士業務上生じる印紙、証紙、登録免許税、官公署納付金等は相談者の負担とする。

(損害の補償)

第7条 甲の要請による行政書士業務により、乙、乙の会員、又は第三者に生じた損害の補償は、乙の責任において行うものとする。

(連絡体制及び情報交換)

第8条 甲及び乙は、この協定を円滑に遂行するために連絡体制を確立し、協定締結後速やかに「連絡責任者届」(別紙様式第4)を相互に交換するとともに、平常時から防災に関する情報交換を行うものとする。

(協定の有効期間)

第9条 この協定の有効期間は協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了の日の前に、甲、乙いずれも解約又は変更の意思表示がないときは、1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協定の解約、変更)

第10条 この協定は、甲、乙のいずれか一方の申し出があったときは、甲乙協議して、協定の解約若しくは変更をすることができるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めがない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名の上、各自1通を保有するものとする。

平成26年1月29日

甲 北海道

北海道知事 高橋 はるみ

北海道札幌市中央区北1条西10丁目1番6

乙 北海道行政書士会

会 長 吉村 学

協 力 要 請 書

平成 年 月 日

北海道行政書士会会長 様

北海道知事

「災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定書」第4条第1項の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

記

要 請 担 当 者 氏 名 ・ 連 絡 先	所 属 職 名 氏 名 連絡先
電話等によった 場合の要請日時	平成 年 月 日 () 時 分頃 依頼手法 ()
要 請 内 容	
場 所	
期 間	平成 年 月 日 ~平成 年 月 日
特 記 事 項	

別紙様式第2

協 力 要 請 確 認 書

平成 年 月 日

北海道知事 様

北海道行政書士会会長

「災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定書」第4条第2項の規定に基づき、次のとおり提出します。

記

要請への回答		協力要請書に基づき下欄により実施します。
		なお、 <input checked="" type="checkbox"/> の項目については、協議を要します。
場 所		
期 間		平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
派 遣 時 間		午前 時 分 ~ 午前 時 分 午後 時 分 ~ 午後 時 分
派 遣 人 数		1日当たり 人 延べ 人
特 記 事 項		
協力担当者 氏名・連絡先	所 属 職 名 氏 名	連絡先

※該当項目にを付す。

協 力 結 果 報 告 書

平成 年 月 日

北海道知事 様

北海道行政書士会会長

「災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定書」第4条第3項の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

期 間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
派 遣 時 間	午前 時 分 ~ 午前 時 分 午後 時 分 ~ 午後 時 分
派 遣 人 数	1日当たり 人 延べ 人
対応者氏名	(期間 月 日 ~ 月 日) (期間 月 日 ~ 月 日) (期間 月 日 ~ 月 日)
相 談 件 数	件
主な相談内容	に関すること 件 に関すること 件 に関すること 件
相談業務実施に係る課題等	

※ 「対応者氏名」、「主な相談内容」、「相談業務実施に係る課題等」については、枠内に記載出来ない場合は別紙とすること。

連絡責任者届

平成 年 月 日

団体名 _____

1. 連絡先

(第1連絡先)

担当部署	
役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	

(第2連絡先)

担当部署	
役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	

(第3連絡先)

担当部署	
役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	

2. 勤務時間外及び休日の連絡先

(目的外使用禁止)

「災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定書」に定める活動に使用を限ること。

災害等による水道施設被害に係る相互応援に関する覚書

北海道の水道事業に関して、地震や台風などの大規模な災害等により、水道施設に甚大な被害を受けた場合、道民の生命に係る水道の重要性に鑑み、水道行政を所管する北海道と日本水道協会北海道地方支部（以下「札幌市」という。）は、被災水道事業者が速やかに給水能力を回復し、一日も早くライフラインが確保できるよう、それぞれの役割を担い相互に連携して、水道施設の円滑かつ迅速な復旧に向けて支援等を適切に実施するために、この覚書を締結する。

（用語の定義）

第1 この覚書において「災害等」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害及び濁水等による被害をいう。

（北海道の役割）

第2 北海道は、水道行政を所管する立場から、災害等発生時において迅速な連携を図るために、各水道事業者等との相互連携体制を確立し、平常時から必要な情報の交換を行うものとする。

2 災害発生時においては、被災の状況及び断水状況等の把握に努めるとともに、被災水道事業者から支援要請があった場合、または支援が必要と判断した場合には、札幌市に支援要請を行い必要な措置を講ずるものとする。

（札幌市の役割）

第3 札幌市は、関係する水道事業者との連絡調整体制を確立し、平常時から必要な情報の交換を行うものとする。

2 災害等発生時においては、北海道と連携して必要な支援を行うものとする。

（連携）

第4 北海道と札幌市は、災害等に備えて互いにあらかじめ連絡担当部課を定め、災害等が発生したとき、または発生のおそれがあるときは、速やかに必要な情報の収集に努め、相互に情報交換するなど連携を図るものとする。また、支援できる人員、物資、車両及び資材等についての必要な情報交換を定期的に行うものとする。

2 北海道と札幌市は、互いに連絡担当部課と責任者を明確にして、必要な情報を速やかに交換できる連絡調整体制を確立するものとする。

（支援）

第5 災害等発生時における支援は、役務の提供、必要な車両や物資調達などの人的・物的支援のほかに、技術的ノウハウの提供なども含むものとする。

（被災情報の収集等）

第6 北海道及び札幌市は、被災水道事業者の被災状況及び断水状況等を早期に把握するため、必要な場合には職員を派遣して、支援活動に必要な情報の収集等に努めるものとする。

2 収集した情報については、相互に情報交換するなど随時連絡調整を図るものとする。

（支援内容の決定と実施）

第7 北海道と札幌市は、被災水道事業者等からの情報に基づき、支援内容を決定するととも

に、速やかに支援を実施するものとする。

(支援状況の把握等)

第8 北海道と札幌市は、応急給水及び応急復旧などの応急対策の実施状況及び効果を十分に把握し、支援内容の変更並びに支援期間などについて、随時、被災水道事業者と協議するものとする。

(経費の負担)

第9 支援に要した経費は、原則として支援を要請した水道事業者が負担するものとする。

2 前項の定めにより難いときには、協議して定めるものとする。

(支援のための平常準備)

第10 連携体制を確立し、円滑かつ迅速な支援を図るため、平常時から各水道事業者の応急給水及び応急復旧に必要な資材等の保有状況を把握しておくものとする。

2 各水道事業者が保有する人員、物資、車両、機材等の具体的品目数量等、支援物資等の調査は、日本水道協会会員については札幌市が、それ以外については北海道が実施し、原則として毎年6月末日までに調査表を交換し保管するものとする。

3 災害時に調達できる援助物資等についても、常に調査に努める。

4 その他参考となる情報を相互に交換する。

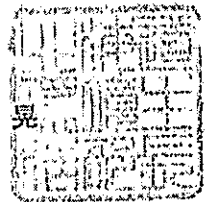
(協議)

第11 この覚書に定めのない事項及び内容に疑義が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

この覚書の成立を証するため本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

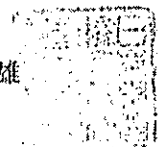
平成17年4月8日

北海道環境生活部長 前 田



日本水道協会北海道地方支部長

札幌市長 上 田 文 雄



災害に係る情報発信等に関する協定

北海道（以下「甲」という。）とヤフー株式会社（以下「乙」という。）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（本協定の目的）

第1条 本協定は、北海道内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、甲が道民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ甲の行政機能の低下を軽減させるため、甲と乙が互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

（本協定における取組み）

第2条 本協定における取組みは、次のとおりとする。

(1) 乙が、甲の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、甲の運営するホームページのキャッシュサイトを乙の運営するウェブサイト（以下「ヤフーサービス」という。）上に掲載し、一般の閲覧に供すること。

(2) 甲が、北海道内の避難勧告、避難指示等災害に係る情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

2 前項各号の取組みの具体的な内容及び方法については、災害の状況等を考慮に入れ、甲及び乙の両者協議により決定するものとする。

3 甲及び乙は、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先及びその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。

4 第1項各号に関する事項及び同項に記載のない事項についても、甲及び乙は、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

（費用）

第3条 前条に基づく甲及び乙の対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費、通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

（情報の周知）

第4条 乙は、甲から提供を受ける情報について、甲が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、乙が適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む。）により、一般に広く周知することができる。ただし、乙は、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

（本協定の公表）

第5条 本協定締結の事実及び本協定の内容を公表する場合、甲及び乙は、その時期、方法及び内容について、両者で別途協議の上、決定するものとする。

(本協定の期間)

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定は更に1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じた事項については、甲及び乙は、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成27年3月13日

甲 北海道
北海道知事

高橋 はる



乙 東京都港区赤坂9丁目7番1号
ヤフー株式会社
代表取締役社長 宮坂 学



災害時における相談業務の応援に関する協定

北海道（以下「甲」という。）と北海道弁護士会連合会、北海道ブロック司法書士協議会、公益社団法人北海道不動産鑑定士協会、日本公認会計士協会北海道会、日本土地家屋調査士会連合会北海道ブロック協議会、北海道税理士会、北海道行政書士会（以下、当該7団体を「乙」という。）とは、災害時における相談業務の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、北海道に地震、風水害その他による災害が発生した場合において、甲が、乙に対して要請する相談業務の応援に関し、必要な事項を定める。

（応援の要請）

第2条 甲は、次に掲げる場合において、甲が必要と認めるときは、乙に対して、相談業務応援要請書（別記第1号様式）により相談業務に従事する者（以下「相談業務従事者」という。）の派遣を要請するものとする。

- （1）甲が乙の応援による相談会（以下「相談会」という。）を開催する場合
- （2）甲が市町村から、市町村が開催する相談会において相談業務従事者の派遣要請を受けた場合
- （3）その他、相談業務について乙の応援が必要な場合

2 乙は、甲から応援の要請を受けた場合は、速やかに乙の各士業（会員）の中から相談業務従事者を選出し、甲に対して応援要請対応確認書（別記第2号様式）により回答するとともに、甲が指定する相談窓口へ派遣するものとする。

（応援の期間）

第3条 甲の応援要請に基づき、乙が相談業務従事者を派遣する期間は、相談需要等に応じて、甲乙協議の上定めるものとする。

2 相談業務の期間が終了した場合は、乙は速やかに甲に対して業務報告書（別記第3号様式）により相談結果を報告するものとする。

（相談業務従事者の業務内容）

第4条 相談業務従事者は、乙の各士業（会員）の専門性を要する内容の相談業務を行うものとする。

2 相談業務従事者は、前項の相談業務の実施状況を、派遣先相談窓口を開設している責任者へ定期的に報告するものとする。

（相談業務に関する調整）

第5条 前条の相談業務の実施に当たり広報及び会場の確保など必要な関係機関との連絡調整は、原則として甲又は甲に相談業務従事者の派遣を要請した市町村において実施するものとする。

（相談者の費用負担）

第6条 第2条の相談業務は無償とし、甲及び乙は相談者に費用負担を求めないものとする。

(経費負担)

第7条 乙は、甲に対し相談業務に要する報酬その他の経費は請求しないものとする。ただし、これにより難い場合は、甲乙協議によるものとする。

(協力体制の構築)

第8条 甲及び乙は、この協定に基づく応援業務に関する連絡責任者を選定し、相互に通知するものとし、変更があった場合も同様とする。

2 乙は、本協定に定める事項を円滑に推進するため、甲が行う防災訓練への参加に努めるなど防災意識を高め緊急時に備えるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から文書により相手方に対して異議の申し出がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定を延長するものとし、その後もまた同様とする。

(疑義の解決)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を8通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所有する。

平成 29年 6月 2日

甲 北海道

北海道知事 高橋 はるみ

乙 北海道弁護士会連合会

理事長 愛須 一史

乙 北海道ブロック司法書士協議会

会長 猿田 史典

乙 公益社団法人北海道不動産鑑定士協会

会 長 木野村 英六

乙 日本公認会計士協会北海道会

会 長 富樫 正浩

乙 日本土地家屋調査士会連合会北海道ブロック協議会

会 長 辻 雅巳

乙 北海道税理士会

会 長 金坂 和正

乙 北海道行政書士会

会 長 宮元 仁

災害時における物資の供給に関する協定

北海道（以下「甲」という。）と丸玉産業株式会社（以下「乙」という。）は、北海道内に地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）の災害応急対策に必要な物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地に供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協力事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が次に掲げる場合において、乙に対して要請を行ったときに発効するものとする。

(1) 甲が災害対策本部を設置し、甲の地域に災害救助法が適用されるなど大規模かつ長期間の住民避難が予想されるとき。

(2) 道内の被災市町村から物資の供給要請があるとき。

(3) その他、物資の供給について、乙の支援が必要であるとき。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

(1) 合板

(2) その他甲が指定する物資

（費用の負担）

第5条 乙がこの協定に基づき供給した物資の代金及び乙が行った運搬等に要する費用（以下「費用等」という。）は、甲又は甲に物資の供給を要請した市町村が負担するものとする。

2 費用等は、災害発生時の直前における提供物資の販売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（情報交換等）

第6条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等について情報交換を行うなど、災害時に備えるものとする。

（実施細目の作成及び協議）

第7条 この協定に基づく要請、報告に係る文書の様式その他のこの協定の実施に当たっての詳細については、別途甲と乙で定めるものとする。

2 その他この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合には、甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第8条 この協定は、締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知するまでの間、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方署名の上、各自1通を保有する。

平成29年 8月23日

甲 北海道

北海道知事

乙 網走郡津別町字新町7番地
丸玉産業株式会社

代表取締役社長

大規模災害時における株式会社北海道日本ハムファイターズ、
株式会社ファイターズ スポーツ&エンターテイメント、北広島市及び北海道との
相互連携・相互協力に関する覚書

株式会社北海道日本ハムファイターズ、株式会社ファイターズ スポーツ&エンターテイメント、北広島市及び北海道との連携と協力に関する協定書第2条第2項第5号に基づき、北海道（以下「甲」という。）、北広島市（以下「乙」という。）、株式会社北海道日本ハムファイターズ（以下「丙」という。）及び株式会社ファイターズ スポーツ&エンターテイメント（以下「丁」という。）は、北広島市に建設される新球場（ボールパーク）において、大規模災害時における避難場所や防災備蓄倉庫などの地域の防災の拠点等としての活用に関して、相互連携・相互協力を実施するために、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、甲、乙、丙及び丁の相互連携・相互協力のもと、新球場開業までの間、開業後における地域の防災の拠点等としての活用方策に関して、必要な事項を検討、推進することを目的とする。

（相互連携・相互協力事項）

第2条 甲、乙、丙及び丁は、この覚書の目的を達成するために、次の各項に掲げる事項について、それぞれ相互連携・相互協力して情報共有を図る。

- （1）避難場所等としての機能に関すること
- （2）防災備蓄倉庫としての機能に関すること
- （3）その他前条の目的を達成するために必要と認める事項

（この覚書にない事項）

第3条 この覚書に定めるもののほか、その他必要な事項については、甲、乙、丙及び丁が協議して決定する。

この覚書締結を証するため、本書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁において署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 2 年 1 月 24 日

甲 北 海 道

北海道知事 鈴木 直道



乙 北 広 島 市

北広島市長 上野 正三



丙 住 所
氏 名

北海道札幌市豊平区羊ヶ丘1番地

株式会社北海道日本ハムファイターズ

代表取締役社長 川村 浩二



丁 住 所
氏 名

北海道札幌市豊平区羊ヶ丘1番地

株式会社ファイターズ スポーツセンターテイメント

代表取締役社長 川村 浩二



全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定

(趣旨)

- 第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条の2及び第8条第2項第12号の規定に基づき、地震等による大規模災害が発生した場合において、各ブロック知事会（以下「ブロック」という。）で締結する災害時の相互応援協定等では被災者の救援等の対策が十分に実施できない場合に、応援を必要とする都道府県（以下「被災県」という。）の要請に基づき、全国知事会の調整の下に行われる広域応援を、迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。
- 2 前項の規定は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態に準用する。

(広域応援)

- 第2条 全国知事会の調整の下、都道府県は被災県に対し、ブロックにおける支援体制の枠組みを基礎とした複数ブロックにわたる全国的な広域応援を実施する。
- 2 都道府県は、相互扶助の精神に基づき、被災県の支援に最大限努めなくてはならない。
- 3 第1項による広域応援の内容は、被災地等における住民の避難、被災者等の救援・救護及び災害応急・復旧対策に係る人的・物的支援、施設若しくは業務の提供又はそれらの斡旋とする。
- 4 都道府県は、第1項における広域応援の実効性を高めるため、日頃より、都道府県間及びブロック間における連携を強め、自律的な支援が可能となる体制を構築することに努める。

(カバー（支援）県の設置)

- 第3条 都道府県は、各ブロック内で被災した都道府県ごとに支援を担当する都道府県（以下「カバー（支援）県」という。）を協議のうえ、定めるものとする。
- 2 カバー（支援）県は、被災県を直接的・物的に支援するほか、国や全国知事会等との連絡調整に関し、被災県を補完することを主な役割とする。
- 3 カバー（支援）県について必要な事項は、各ブロックの相互応援協定等で定め、その内容を全国知事会に報告するものとする。

(幹事県等の設置等)

- 第4条 被災県に対する応援を円滑に実施するため、各ブロックに幹事県等（ブロックにおける支援本部等を含む。以下同じ。）を置く。
- 2 幹事県等は、原則として第7条第1項に掲げる各ブロックの会長都道府県又は常任世話人県をもって充てる。ただし、ブロック内の協議により、会長都道府県又は常任世話人県以外の都道府県を幹事県等とした場合は、この限りでない。
- 3 幹事県等は、被災県に対する応援を速やかに行うため、自らのブロック内の総合調整

を行い、大規模かつ広域な災害等の場合には、自らが属するブロック内の被災県からの要請に応じて全国知事会に対し、広域応援の要請を行うものとする。

- 4 幹事県等が被災等によりその事務を遂行できなくなったブロックは、当該ブロック内で速やかに協議のうえ、幹事県等に代って職務を行う都道府県（以下「幹事代理県」という。）を決定し、幹事代理県となった都道府県はその旨を全国知事会に報告するものとする。
- 5 各ブロックの幹事県等は、幹事県等を定めたときはその都道府県名を毎年4月末日までに全国知事会に報告するものとする。幹事県等を変更したときも同様とする。
- 6 各都道府県は、広域応援に関する連絡担当部局をあらかじめ定め、毎年4月末日までに全国知事会に報告するものとする。連絡担当部局を変更したときも同様とする。
- 7 全国知事会は、第5項又は前項による報告を受けた場合には、その状況を取りまとめのうえ、速やかに各都道府県に連絡するものとする。

（災害対策都道府県連絡本部の設置）

第5条 いずれかの都道府県において、震度6弱以上の地震が観測された場合又はそれに相当する程度の災害が発生したと考えられる場合、全国知事会は、被災情報等の収集・連絡事務を迅速かつ的確に進めるため、災害発生後速やかに、全国知事会事務総長を本部長とする災害対策都道府県連絡本部（以下「連絡本部」という。）を設置する。

- 2 連絡本部は、被災県及び被災県のカバー（支援）県並びに被災県の所属するブロックの幹事県等に対して被災情報等の報告を求める。
- 3 連絡本部の組織等必要な事項は、別に定めるところによるものとする。

（緊急広域災害対策本部の設置）

第6条 第2条第1項の広域応援に係る事務を迅速かつ的確に実施するため、全国知事会は、全国知事会会長を本部長とする緊急広域災害対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

- 2 対策本部は、前条第1項の連絡本部が設置されている場合は、その事務を引き継ぎ情報収集・連絡事務を行うとともに、広域応援に係る調整、広域応援実施に係る記録・データの整理事務を行う。
- 3 対策本部は、前項の事務を行うにあたり、別に定めるところにより、東京事務所長会の代表世話人への連絡を通して、各都道府県東京事務所から職員の応援を得るものとする。
- 4 対策本部の組織等必要な事項は、別に定めるところによるものとする。

（広域応援の要請）

第7条 被災県は、次の表の自ら所属するブロック以外のブロックを構成する都道府県に対し、全国知事会を通じて広域応援を要請する。

ブロック知事会名	構成都道府県名
北海道東北地方知事会	北海道 青森県 秋田県 岩手県 山形県 宮城県 福島県 新潟県
関東地方知事会	東京都 群馬県 栃木県 茨城県 埼玉県 千葉県 神奈川県 山梨県 静岡県 長野県
中部圏知事会	富山県 石川県 岐阜県 愛知県 三重県 長野県 静岡県 福井県 滋賀県
近畿ブロック知事会	福井県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 奈良県 和歌山県 兵庫県 鳥取県 徳島県
中国地方知事会	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県
四国知事会	徳島県 香川県 愛媛県 高知県
九州地方知事会	福岡県 佐賀県 長崎県 大分県 熊本県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県 山口県

- 2 複数のブロックに所属する都道府県の所属ブロックについては、別に定めるところによるものとする。
- 3 被災県は、広域応援を要請しようとするときは、速やかに全国知事会又は自らが所属するブロックの幹事県等に対し、被害状況等を連絡するとともに、必要とする広域応援の内容に関する次の事項を記載した文書を提出するものとする。ただし、いとまのない場合は、電話又はファクシミリ等により広域応援要請の連絡を行い、後日文書を速やかに提出するものとする。
 - (1) 資機材及び物資等の品目並びにそれらの数量
 - (2) 施設、提供業務の種類又は幹旋の内容
 - (3) 職種及び人数
 - (4) 応援区域又は場所及びそれに至る経路
 - (5) 応援期間（見込みを含む。）
 - (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項
- 4 前項の連絡を受けた幹事県等は、速やかに、被災県の被害状況及び広域応援の要請内容等を全国知事会に連絡するものとする。
- 5 全国知事会は、第3項又は前項の連絡を受け、第2条第1項で規定する広域応援を実施するときは、速やかに全都道府県へその旨を連絡するとともに、各ブロック幹事県等と連携し、応援県を被災県ごとに個別に割り当てる対口支援方式を基本として被災県に対する広域応援実施要領を作成し、全都道府県に広域応援の内容を連絡するものとする。
- 6 広域応援実施要領で被災県を応援することとされた都道府県は、最大限その責務を果たすよう努めなくてはならない。
- 7 第3項又は第4項による連絡をもって、被災県から各都道府県に対して広域応援の要請があったものとみなす。

8 通信の途絶等により第3項又は第4項の連絡がなされず、かつ、広域応援の必要があると全国知事会会長が認める場合は、第2条第1項に規定する広域応援を実施する。この場合、被災県から各都道府県に対して広域応援の要請があったものとみなす。

(経費の負担)

第8条 広域応援を行った都道府県が当該広域応援に要した経費は、原則として広域応援を受けた被災県の負担とする。

ただし、被災県と広域応援を行った都道府県との間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りではない。

2 被災県は、費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときは、広域応援を行う都道府県に当該費用の一時繰替え（国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ。）支弁を求めることができるものとする。

3 被災県は、前項の繰替え支弁がなされたときは、原則として年度内に繰替え支弁をした都道府県に対し繰戻しをしなければならない。

(ブロック間応援)

第9条 幹事県等の調整の下、被災県からの要請に基づき、被災県が属するブロックに対してその隣接ブロックは、応援を行う（以下「ブロック間応援」という。）。

2 前項の応援の要請は、被災県の所属するブロックの幹事県等又は被災県から応援を要請するブロックの幹事県等へなされることを基本とする。

3 前項の応援については、第2条第3項及び第8条の規定を準用する。

4 被災県の所属するブロックの幹事県等又は被災県は、第1項の応援の要請をしたことを速やかに全国知事会へ連絡するものとし、連絡を受けた全国知事会は、被災県が応援を要請したブロックに対し、協力を要請するものとする。

5 第1項及び前項の要請を受けたブロックは、最大限その責務を果たすよう努めなくてはならない。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、都道府県がブロック及び個別に締結する災害時の相互応援協定等を妨げるものではない。

(訓練の実施)

第11条 全国知事会及び都道府県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な訓練を適時実施するものとする。

(その他)

第12条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、全国知事会会長が別に定めるものとする。

附則 この協定は、平成 18 年 7 月 12 日から適用する。

2 平成 8 年 7 月 18 日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成 19 年 7 月 12 日から適用する。

2 平成 18 年 7 月 12 日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成 24 年 5 月 18 日から適用する。

2 平成 19 年 7 月 12 日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、協定書に全国知事会会長、全国知事会東日本大震災復興協力本部長及び各ブロックの会長又は常任世話人が記名し、全国知事会においてこれを保有するとともに、各都道府県に対しその写しを交付するものとする。

平成24年5月18日

全 国 知 事 会 会 長
京 都 府 知 事

全国知事会
東日本大震災復興協力本部本部長
埼 玉 県 知 事

北海道東北地方知事会会長
北 海 道 知 事

関東地方知事会会長
静 岡 県 知 事

中部圏知事会会長
愛 知 県 知 事

近畿ブロック知事会会長
奈 良 県 知 事

中国地方知事会会長
岡 山 県 知 事

四国知事会常任世話人
徳 島 県 知 事

九州地方知事会会長
大 分 県 知 事

全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定実施細目（災害関係）

（趣旨）

第1条 この実施細目は、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」（以下「協定」という。）のうち地震等による大規模災害への対応の実施に関し、必要な事項を定める。

（所属ブロック知事会の決定）

第2条 協定第7条第2項により、所属するブロック知事会が複数ある都道府県の所属ブロックを定める場合には、別表1を基本として、当該都道府県及び当該都道府県が所属するブロック知事会幹事県等（ブロック知事会における支援本部等を含む。以下同じ。）の間で協議のうえ、決定する。

（別表1）

都道府県名	広域応援の実施時の所属ブロック知事会
静岡県	中部圏知事会
長野県	
三重県	
福井県	近畿ブロック知事会
滋賀県	
鳥取県	中国地方知事会
山口県	
徳島県	四国知事会

（情報収集要員の派遣）

第3条 協定第5条第2項の情報収集に当たり、通信の途絶等により被災県との連絡が取れず、かつ広域応援の要請が想定される場合等には、必要に応じ、全国知事会は、被災県の災害対策本部に情報収集要員を派遣する。

2 被災県は、情報収集要員との連絡調整に十分配慮する。

（都道府県東京事務所職員による応援）

第4条 協定第6条第3項に定める緊急広域災害対策本部（以下「対策本部」という。）に対する各都道府県東京事務所からの職員の応援については、別表2を基本として行うものとする。

(別表 2)

被災ブロック	緊急広域災害対策本部への職員応援ブロック
北海道東北 (8) 関東 (8)	中国 (5) 四国 (4) 九州 (8)
中部圏 (7) 近畿 (7)	北海道東北 (8) 関東 (8)
中国 (5) 四国 (4) 九州 (8)	中部圏 (7) 近畿 (7)

※ () は都道府県数

- 2 協定第 6 条第 3 項に定める応援の連絡を受けた東京事務所長会の代表世話人(以下「代表世話人」という。)は、前項に定める対策本部への職員応援ブロックの世話人所長(以下「世話人所長」という。)に対策本部への職員応援を要請し、この要請を受けた世話人所長は、ブロック内の各都道府県東京事務所長に対して、対策本部への職員応援を要請する。
- 3 第 1 項、第 2 項における代表世話人、世話人所長とは東京事務所長会の機構におけるものをいう。

(業務の代行)

- 第 5 条 首都直下地震等により、全国知事会による広域応援に係る調整が困難な場合、かつ被災県からの広域応援の要請が想定される場合には、関東地方知事会の幹事県等が、広域応援に関する業務を代行する。
- 2 前項の場合において、関東地方知事会の幹事県等による広域応援に関する業務の代行が困難なときは、近畿ブロック知事会の幹事県等が、広域応援に関する業務を代行する。

(連絡調整要員の派遣)

- 第 6 条 全国知事会及び広域応援を実施する都道府県(以下「応援県」という。)は、必要があると認めるときは、被災県の災害対策本部に連絡調整要員を派遣する。
- 2 被災県は、連絡調整要員との連絡調整に十分配慮する。

(情報収集要員等の携行品)

- 第 7 条 被災県に派遣される情報収集要員等は、災害の状況に応じて、必要となる被服、当座の食料・飲料水、携帯電話等を携行する。

(広域応援の内容)

- 第 8 条 協定第 2 条第 3 項に定める広域応援の内容は、次のとおりとする。
- (1) 人的支援及び斡旋

- ア 救助及び応急復旧等に必要な要員
- イ 避難所の運営支援に必要な要員
- ウ 支援物資の管理等に必要な要員
- エ 行政機能の補完に必要な要員
- オ 応急危険度判定士、ケースワーカー、ボランティアの斡旋

(2) 物的支援及び斡旋

- ア 食料、飲料水及びその他生活必需物資
- イ 救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資
- ウ 救援及び救助活動に必要な車両・船艇等

(3) 施設又は業務の提供及び斡旋

- ア ヘリコプターによる情報収集等
- イ 傷病者の受け入れのための医療機関
- ウ 被災者を一時収容するための施設
- エ 火葬場、ゴミ・し尿処理業務
- オ 仮設住宅用地
- カ 輸送路の確保及び物資拠点施設など物資調達、輸送調整に関する支援

(4) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあったもの

(要員の派遣に要する経費の内容等)

第9条 協定第8条に規定する経費のうち、要員の派遣に係るものについては、次のとおり定める。

- (1) 要員の派遣に要する経費については、応援県が定める規定により算出した当該応援要員の旅費、諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 要員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援県の負担とする。
- (3) 要員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、被災県が、被災県への往復の途中において生じたものについては、応援県が賠償の責めに任ずる。
- (4) 前3号の規定に定めるもののほか、要員の派遣に要する経費については、被災県と応援県との間で協議して定める。

(経費の請求)

第10条 協定第8条第2項の規定により、応援県が応援に要した経費を繰替え支弁した場合には、次の各号に定めるところにより算出した額を被災県に請求する。

- (1) 応援要員の派遣については、前条で規定する額
- (2) 備蓄物資については、提供した物資の時価評価額及び輸送費
- (3) 調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費
- (4) 資機材等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
- (5) 施設の提供については、借上料

2 前項に規定する請求は、応援県の知事名による請求書（関係書類添付）により、被災県の知事に請求する。

（カバー（支援）ブロック）

第 11 条 協定第 9 条に規定するブロック間の応援に係るカバー（支援）ブロックは、別表 3 を基本とする。

（別表 3）

被災ブロック	カバー（支援）ブロック
北海道東北	関東
関東	北海道東北
中部圏	近畿
近畿	中部圏
中国・四国	九州
九州	中国・四国

附則 この実施細目は、平成 19 年 7 月 12 日から適用する。

2 平成 18 年 7 月 12 日から適用した実施細目は、これを廃止する。

附則 この実施細目は、平成 24 年 5 月 18

日から適用する。

2 平成 19 年 7 月 12 日から適用した実施細目は、これを廃止する。

大規模災害時等の北海道・東北 8 道県相互応援に関する協定

(趣旨)

第 1 条 この協定は、北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県及び新潟県（以下「道県」という。）が、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第 5 条の 2、第 8 条第 2 項第12号及び第74条の規定により、地震等による大規模災害が発生した場合において、応援を必要とする道県（以下「被災道県」という。）の要請に基づき、相互応援を、迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

(連絡担当部局)

第 2 条 道県は、相互応援に関する連絡担当部局を定め、大規模災害発生時には、速やかに相互に連絡するものとする。

(カバー（支援）県の設置)

第 3 条 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定（以下「全国協定」という。）第 3 条に規定するカバー（支援）県については、大規模災害時等の北海道・東北 8 道県相互応援に関する協定実施細目（以下「8 道県協定実施細目」という。）で定めるものとする。

2 カバー（支援）県は、被災道県を直接的・物的に支援するほか、国や全国知事会等との連絡調整に関し、被災道県を補完することを主な役割とする。

(ブロック間応援)

第 4 条 全国協定第 9 条に規定するブロック間応援のカバー（支援）ブロックについては、8 道県協定実施細目で定めるものとする。

(幹事県の役割)

第 5 条 全国協定第 4 条第 1 項に規定する幹事県は、8 道県協定実施細目で定めるものとする。

2 幹事県は、次の各号に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 複数道県が被災した場合における、全国協定第 4 条第 3 項の規定によるブロック内の総合調整及び全国知事会に対する広域応援の要請
- (2) 全国協定第 9 条に規定するブロック間応援に係る隣接ブロック幹事県等との連絡調整

(連絡調整員の派遣)

第 6 条 カバー（支援）県は、必要があると認めるときは、被災道県の災害対策本部に、連絡調整員を派遣することができる。

2 被災道県は、連絡調整員との連絡調整に十分配慮する。

(応援の内容)

第 7 条 応援の内容は、被災地等における住民の避難、被災者等の救援・救護及び災害応急・復旧対策に係る人的・物的支援、施設若しくは業務の提供又はそれらの斡旋とする。

(応援の要請)

第8条 被災道県は、第2条に規定する連絡担当部局を通じ、カバー（支援）県又は幹事県へ応援の要請を行うものとする。

2 被災道県は、前項の規定により応援を要請しようとするときは、被害状況等を連絡するとともに、必要とする応援の内容に関する次の事項を記載した文書を提出するものとする。ただし、いとまのない場合は、電話又は電子メール等により応援要請の連絡を行い、後日文書を速やかに提出するものとする。

- (1) 資機材及び物資等の品目並びにそれらの数量
- (2) 施設、提供業務の種類又は幹旋の内容
- (3) 職種及び人数
- (4) 応援区域又は場所及びそれに至る経路
- (5) 応援期間（見込みを含む。）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認める事項

（応援の自主出動）

第9条 カバー（支援）県は、被災道県との連絡が取れない場合又は応援の要請を待ついとまがないと認めた場合は、他の道県と協力して自主的に被災道県の情報収集を行い、その結果を道県に伝達するものとする。

2 カバー（支援）県は、前項の情報収集の結果を踏まえ、被災道県に代わり他の道県へ必要な応援の要請を行うことができるものとする。

3 前項の規定による応援の要請があった場合は、前条の規定による被災道県からの要請があったものとみなす。

（応援経費の負担）

第10条 応援に要した経費は、原則として被災道県の負担とする。ただし、被災道県が費用を支弁するいとまがない場合は、被災道県は、応援道県に当該費用の一時繰替支弁を求めることができるものとする。

（ブロック間応援におけるカバー（支援）県）

第11条 複数道県が被災し、全国協定第9条に規定するブロック間応援を要請する場合、被災道県を応援する都県については、幹事県が、隣接ブロックの幹事都県等と協議の上決定するものとする。

2 隣接ブロックに対してブロック間応援を行おうとする場合も、前項と同様に、幹事県の調整により、被災県（全国協定第1条に規定する被災県をいう。）を応援する道県を決定するものとする。

（資料の交換）

第12条 道県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

（連絡会議の設置）

第13条 道県は、災害発生時の迅速かつ効果的な応援体制の確立を図るため、連絡会議を設置す

るものとする。

(準用)

第14条 この協定の規定は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態に準用する。

(その他)

第15条 この協定に定めのない事項は、特に必要が生じた場合に、その都度、道県が協議して定める。

2 この協定の実施に関し必要な事項は、第2条に規定する連絡担当部局が協議して定める。

附 則

1 この協定は、平成19年11月8日から効力を生ずるものとする。

2 平成7年10月31日に締結された協定は、これを廃止する。

附 則

1 この協定は、平成26年10月21日から効力を生ずるものとする。

2 平成19年11月8日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、本書8通を作成し、各道県記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年10月21日

北海道知事 高 橋 はるみ

青森県知事 三 村 申 吾

岩手県知事 達 増 拓 也

宮城県知事 村 井 嘉 浩

秋田県知事 佐 竹 敬 久

山形県知事 吉 村 美栄子

福島県知事 佐 藤 雄 平

新潟県知事 泉 田 裕 彦

大規模災害時等の北海道・東北 8 道県相互応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第 1 条 この実施細目は、大規模災害時等の北海道・東北 8 道県相互応援に関する協定（以下「協定」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(連絡担当部局)

第 2 条 協定第 2 条に規定する連絡担当部局は、別表 1 のとおりとする。

(カバー（支援）県)

第 3 条 協定第 3 条に規定するカバー（支援）県は、別表 2 のとおりとする。

(ブロック間応援)

第 4 条 協定第 4 条に規定するブロック間応援については、全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定実施細目の別表 3 により、カバー（支援）ブロックを関東ブロックとすることを基本とする。

(幹事県)

第 5 条 協定第 5 条に規定する幹事県は、北海道東北地方知事会の会長道県とする。

(応援の内容)

第 6 条 協定第 7 条に規定する応援の具体的項目は、次のとおりとする。

(1) 人的支援及び斡旋

- ア 救助及び応急復旧等に必要な要員
- イ 避難所の運営支援に必要な要員
- ウ 支援物資の管理等に必要な要員
- エ 行政機能の補完に必要な要員
- オ 応急危険度判定士、ケースワーカー、ボランティアの斡旋

(2) 物的支援及び斡旋

- ア 食料、飲料水及びその他生活必需物資
- イ 救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資
- ウ 救援及び救助活動に必要な車両・船艇等

(3) 施設又は業務の提供及び斡旋

- ア ヘリコプターによる情報収集等
- イ 傷病者の受け入れのための医療機関
- ウ 被災者を一時収容するための施設
- エ 火葬場、ゴミ・し尿処理業務
- オ 仮設住宅用地

カ 輸送路の確保及び物資拠点施設など物資調達、輸送調整に関する支援

(4) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあったもの

(ヘリコプターによる緊急被災状況収集体制)

第7条 協定第9条第1項に規定する情報収集を、迅速かつ的確に行うためのヘリコプターを活用した緊急被災状況収集体制は、別表3のとおりとする。

2 ヘリコプターによる緊急被災状況収集体制の担当道県がカバー（支援）県になっていない場合には、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

(応援職員等の表示等)

第8条 協定第6条に規定する連絡調整員及び被災道県への応援職員（以下「応援職員等」という。）は、応援道県名を表示する腕章等を着用し、その身分を明らかにするものとする。

2 被災道県は、応援職員との連絡調整に十分配慮するものとする。

(応援職員等の携行品)

第9条 応援職員等は、災害等の状況に応じ、必要な被服、当座の食料、携帯電話等を携行するものとする。

(応援職員等に対する便宜の供与)

第10条 被災道県は、必要に応じ、応援職員等に対する宿舎の斡旋その他の便宜を供与するものとする。

(防災訓練等)

第11条 道県は、協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な訓練等を適時行うものとする。

(応援職員等の派遣に要する経費負担等)

第12条 協定第10条に規定する経費のうち、応援職員等の派遣に要した経費の負担については、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 被災道県が負担する経費の額は、応援道県が定める規定により算定した当該応援職員等の旅費及び諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 応援職員等が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の規定に基づき必要な補償を行う。
- (3) 応援職員等が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災道県が、被災道県への往復の途中において生じたものについては、応援道県が賠償するものとする。
- (4) 前3号に定めるもののほか、応援職員等の派遣に要する経費については、被災道県及び応援道県が協議して定める。

(経費の支払方法)

第13条 応援道県が、協定第10条ただし書の規定により、応援に要した経費を繰替支弁した場合には、次の各号に定めるところにより算出した額を被災道県に請求するものとする。

- (1) 応援職員等の派遣については、前条に規定する額
- (2) 備蓄物資については、提供した物資の時価評価額及び輸送費
- (3) 調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費

- (4) ヘリコプター、車両、船艇、機械器具等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
 - (5) 施設の提供については、借上料
 - (6) 前5号に定めるもののほか、業務の提供等については、その実施に要した額
- 2 前項に規定する請求は、応援道県の知事名による請求書（関係書類添付）により連絡担当部局を経由して被災道県の知事に請求する。
 - 3 前2項の規定により難しいときは、被災道県及び応援道県が協議して定める。

（経費負担の協議）

第14条 協定第10条の規定にかかわらず、被災道県の被災状況等を勘案し、特段の事情があると認めるときは、応援に要した経費の負担について、被災道県と応援道県との間で協議することができるものとする。

（資料の交換）

- 第15条 協定第12条に規定する資料の交換は、毎年度、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第33条の規定に基づく派遣職員に関する資料の相互交換の際に行うものとする。
- 2 交換する資料は、道県の地域防災計画及び国民保護計画、第6条に規定する応援の内容及びその他必要と認める資料とする。

（連絡会議の開催）

第16条 協定第13条に規定する連絡会議は、必要に応じて随時開催するものとし、その事務処理については、別表4に定めるところにより毎年度各道県持ち回りとする。

（協定の見直し）

第17条 協定及び実施細目は、必要に応じ見直すこととし、その事務処理については、別表4に定めるところにより毎年度各道県持ち回りとする。

附 則

- 1 この実施細目は、平成19年11月8日から施行する。
- 2 平成11年4月1日の実施細目は、これを廃止する。

附 則

- 1 この実施細目は、平成26年10月21日から施行する。
- 2 平成19年11月8日の実施細目は、これを廃止する。

別表 2

カバー（支援）県

被災道県名	第1順位	第2順位	第3順位
北海道	青森県	岩手県	秋田県
青森県	北海道	秋田県	岩手県
岩手県	秋田県	北海道	青森県
宮城県	山形県	福島県	北海道
秋田県	岩手県	青森県	新潟県
山形県	宮城県	新潟県	福島県
福島県	新潟県	宮城県	山形県
新潟県	福島県	山形県	宮城県

別表 3

ヘリコプターによる緊急被災状況収集体制

被災道県名	正	副
北海道	青森県	岩手県
青森県	北海道	秋田県
岩手県	秋田県	北海道
宮城県	山形県	福島県
秋田県	岩手県	青森県
山形県	宮城県	新潟県
福島県	新潟県	宮城県
新潟県	福島県	山形県

別表 4

連絡協議会及び協定見直し当番道県のローテーション

順 番	道県名
1	北海道
2	青森県
3	岩手県
4	宮城県
5	秋田県
6	山形県
7	福島県
8	新潟県

災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定

北海道と各市町村の長から協定の締結について委任を受けた北海道市長会長及び北海道町村会長は、災害時等における北海道（以下「道」という。）及び市町村相互の応援、広域一時滞在等に関し、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、道内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（以下「法」という。）第2条第1号に規定する災害が発生し、被災市町村のみでは災害応急対策を十分に実施できない場合において、法第67条第1項及び第68条の規定に基づく道及び市町村相互の応援、法第86条の8第1項の規定に基づく広域一時滞在その他法令に基づく被災市町村の災害応急対策（以下「応援等」という。）を円滑に遂行するために必要な事項を定めるものとする。

2 前項の規定は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態に準用する。

（応援等の種類）

第2条 応援等の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 災害応急対策に従事する職員の派遣
- (2) 災害応急対策に必要な車両、船艇、機械器具、資機材、物資（食料、飲料水、生活必需物資等）等の提供及びあっせん
- (3) 被災市町村に対する災害応急対策に従事する防災関係機関の活動のための施設及び場所の提供並びにあっせん
- (4) 広域一時滞在等による被災住民の受入れ
- (5) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（地域区分）

第3条 応援等の円滑な実施を図るため、市町村を別表の総合振興局及び振興局地域に区分するものとする。

（道の役割）

第4条 道は、市町村の処理する防災に関する事務又は業務の実施を支援するとともに、市町村との連絡調整、情報交換等につき総合調整を果たすものとする。

（連絡担当部局）

第5条 道及び市町村は、必要な情報等を相互に交換することなどにより応援等の円滑な実施を図るため、予め連絡担当部局を定めるものとする。

（応援等の要請の区分）

第6条 応援等の要請は、被災市町村の長から知事又は他の市町村の長に対し、災害の規模等に応じて次に掲げる区分により行うものとする。

- (1) 第1要請 被災市町村の長が当該総合振興局又は振興局地域内の市町村の長に対して行う応援等の要請
- (2) 第2要請 被災市町村の長が他の総合振興局又は振興局地域の市町村の長に対して行う応援等の要請
- (3) 第3要請 被災市町村の長が知事に対して行う応援等の要請
(応援等の要請の手続)

第7条 被災市町村の長は、次に掲げる事項を明らかにして、前条に規定する区分に応じ、知事又は他の市町村の長に対し応援等の要請を行うものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
- (2) 職員の職種別人員
- (3) 車両、船艇、機械器具等の種類、規格及び台数
- (4) 資機材及び物資等の品名、数量等
- (5) 受入れを求める被災住民の人数等
- (6) 応援等に関する区域又は場所及びそれに至る経路
- (7) 応援等の期間
- (8) 前各号に定めるもののほか、応援等の実施に関し必要な事項

2 応援等の要請を受けた知事及び市町村の長は、応援等の要請に応じる場合にあってはその応援等の内容を、応援等の要請に応じることができない場合にあってはその旨を当該被災市町村の長に通報するものとする。

3 前2項に規定する応援等の要請及び応援等の可否に関する通報は、第1要請及び第2要請にあっては、原則として道を経由して行うものとする。

(応援等の経費の負担)

第8条 応援等に要した経費は、応援等を受けた被災市町村において負担するものとする。

2 応援等を受けた被災市町村において前項の規定により負担する経費を支弁するいとまがない場合には、応援等を受けた被災市町村の求めにより、応援等を行った道及び市町村は、当該経費を一時繰替（国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ。）支弁するものとする。

3 前2項の規定により難しい場合については、その都度、応援等を受けた被災市町村と応援等を行った道及び市町村が協議して定めるものとする。

(自主応援)

第9条 知事及び市町村の長は、被災市町村との連絡がとれない場合又は緊急を要する場合であって必要があると認めるときは、自主的に、被災市町村の被災状況等に関する情報収集を行うとともに、当該情報に基づく応援等を行うものとする。

2 自主応援については、第7条第1項の規定による被災市町村の長からの要請が

あったものとみなす。

- 3 自主応援に要する経費の負担については、前条の規定を準用する。ただし、被災市町村の情報収集に要する経費は、応援等を行った道及び市町村において負担するものとする。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、道及び市町村相互において締結している北海道広域消防相互応援協定、北海道消防防災ヘリコプター応援協定その他の災害時の相互応援に係る協定を妨げるものではない。

(その他)

第11条 この協定に基づく応援等は、被災市町村が定める法第42条に基づく市町村地域防災計画又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条に基づく市町村の国民の保護に関する計画に準拠して、実施するものとする。

- 2 この協定の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとする。
- 3 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、道及び市町村が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成27年3月31日から施行する。

平成20年6月10日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、協定書に知事、北海道市長会長及び北海道町村会長が記名押印の上、各自1通を保有し、北海道市長会長及び北海道町村会長は、各市町村の長に対し、その写しを交付するものとする。

平成27年3月31日

北海道

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道市長会

北海道市長会長 田 岡 克 介

北海道町村会

北海道町村会長 寺 島 光一郎

別表

地域区分	構成市町村
空知総合振興局	空知総合振興局管内の市町
石狩振興局	石狩振興局管内の市町村
後志総合振興局	後志総合振興局管内の市町村
胆振総合振興局	胆振総合振興局管内の市町
日高振興局	日高振興局管内の町
渡島総合振興局	渡島総合振興局管内の市町
檜山振興局	檜山振興局管内の町
上川総合振興局	上川総合振興局管内の市町村
留萌振興局	留萌振興局管内の市町村
宗谷総合振興局	宗谷総合振興局管内の市町村
オホーツク総合振興局	オホーツク総合振興局管内の市町村
十勝総合振興局	十勝総合振興局管内の市町村
釧路総合振興局	釧路総合振興局管内の市町村
根室振興局	根室振興局管内の市町

災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定（以下「協定」という。）第11条第2項の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(連絡担当部局)

第2条 協定第5条に規定する連絡担当部局は、別表第1のとおりとする。

(応援等の要請の方法)

第3条 協定第7条第1項に規定する応援等の要請は、電話、ファクシミリ、電子メール等により行うものとし、後日速やかに応援等を行った道及び市町村に要請文書を提出するものとする。

(応援等の要請等の連絡系統)

第4条 協定第7条に規定する応援等の要請及び応援等の可否に関する通報の連絡系統は、別に定めるもののほか、別表第2を基本とする。

(経費負担の内容等)

第5条 協定第8条第1項に規定する応援等を受けた被災市町村（以下「要請市町村」という。）が負担する経費の額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額とする。

- (1) 職員の災害応急対策への従事 応援等を行った道及び市町村が別に定める規定に基づき算定した当該応援等職員に係る旅費及び諸手当の合計額の範囲内の額
- (2) 備蓄物資及び資機材 当該物資及び資機材の時価評価額及び輸送費
- (3) 調達物資及び資機材 当該物資及び資機材の購入費及び輸送費
- (4) 車両、船艇、機械器具等借上料 燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
- (5) 施設の提供 借上料
- (6) その他協定に基づき実施した応援等に係る経費 その実施に要した額

2 協定第8条第2項の規定により応援等に要した経費を一時繰替支弁した場合には、応援等を行った道及び市町村は、当該経費の額を、知事及び市町村の長名による請求書により関係書類を添付の上、要請市町村に請求するものとする。

3 応援等に関する業務に従事した職員が当該業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の規定に基づき、必要な補償を行うものとする。

4 応援等に関する業務に従事した職員が業務上第三者に損害を与えた場合には、その損害が要請市町村の指揮の下における業務により生じたものにあつては要請市町

村が、要請市町村への往復の途中において生じたものにあつては応援等を行った道及び市町村が、当該損害を賠償するものとする。

5 前各項の規定により難い場合については、要請市町村と応援等を行った道及び市町村とが協議して定めるものとする。

(その他)

第6条 この実施細目に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、道及び市町村が協議して定めるものとする。

附 則

この実施細目は、平成27年3月31日から施行する。

平成20年6月10日に締結された実施細則は、これを廃止する。

この実施細目の締結を証するため、実施細目に知事、北海道市長会長及び北海道町村会長が記名押印の上、各自1通を保有し、北海道市長会長及び北海道町村会長は、各市町村の長に対し、その写しを交付するものとする。

平成27年3月31日

北海道

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道市長会

北海道市長会長 田 岡 克 介

北海道町村会

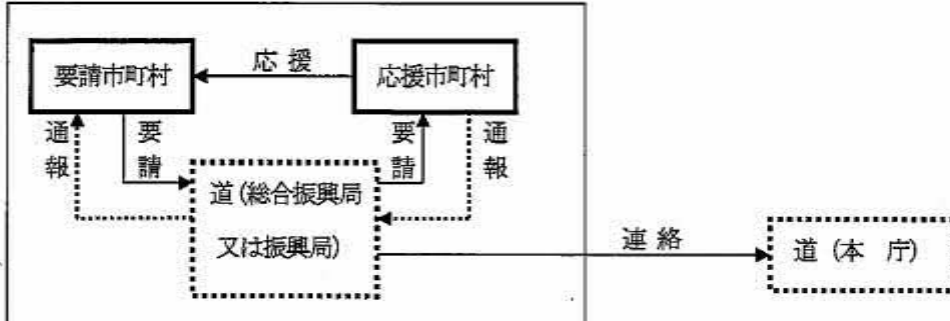
北海道町村会長 寺 島 光一郎

別表第2

連絡系統図

第1要請 (同一の総合振興局又は振興局地域の市町村への要請)

《A地域》

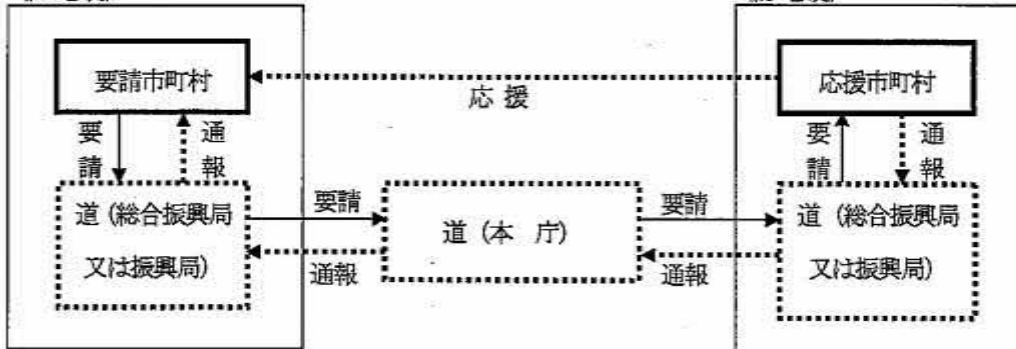


(注) 総合振興局若しくは振興局との連絡がとれない場合、又は総合振興局若しくは振興局を経由するいとまがない場合は、直接市町村間で応援要請及び応援の可否に関する通報を行うものとする。なお、事後に、総合振興局又は振興局にその旨連絡するものとする。

第2要請 (他の総合振興局又は振興局地域の市町村への要請)

《A地域》

《B地域》

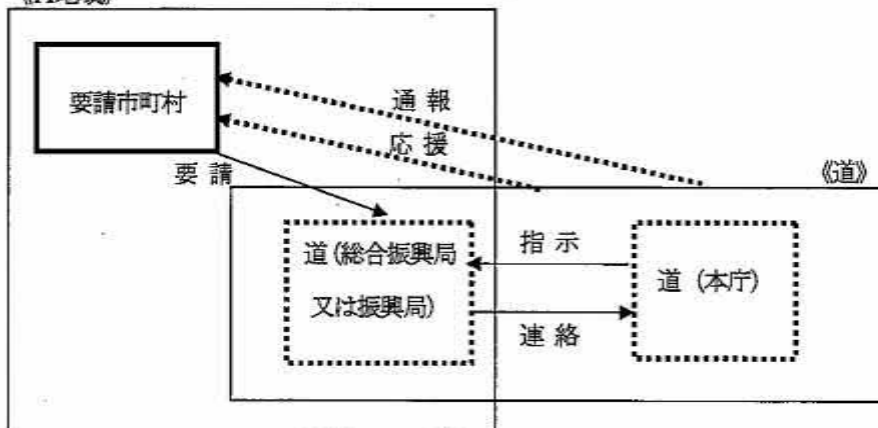


(注) 総合振興局若しくは振興局との連絡がとれない場合、又は総合振興局若しくは振興局を経由するいとまがない場合は、直接市町村間又は本庁を経由して応援要請及び応援の可否に関する通報を行うものとする。なお、事後に、総合振興局又は振興局にその旨連絡するものとする。

第3要請 (道への要請)

《A地域》

《道》



大規模災害時の連携に係る協定書

北 海 道
陸上自衛隊北部方面隊

大規模災害時の連携に係る協定書

北海道（以下、「甲」という。）と、陸上自衛隊北部方面隊（以下、「乙」という。）は、大規模災害（北海道地域防災計画等で対象とする災害）に際し、北海道及び北部方面隊が連携し、迅速かつ円滑な応急対策活動を行うため、下記のとおり協定を締結する。

記

（平素における連携）

第1条 情報連絡体制の充実

甲及び乙は、災害に係る情報伝達及び情報共有を円滑にするため、複数の情報伝達手段の確保等、情報連絡体制の充実を図るものとする。

第2条 情報資料の収集・整理・共有

甲及び乙は、乙の応急対策活動が円滑に行われるよう、収集・整理した各種災害に係る各種資料（地誌資料、災害発生予測に関する資料、住民避難予定地、ヘリコプター離着陸場適地、活動拠点適地等）を共有するものとする。

第3条 各種災害に係る計画の作成・修正

甲及び乙は、各種災害に係る計画の作成・修正について、積極的に連携するものとする。

第4条 連絡・調整

甲及び乙は、甲又は乙の主催する各種災害に係る会議等に積極的に参加するものとする。

第5条 防災訓練

- 1 甲及び乙は、甲又は乙の主催する各種災害に係る防災訓練に積極的に参加するものとする。
- 2 甲及び乙は、防災訓練の実施に当たり、实际的・効果的な防災訓練を推進するとともに、訓練成果を共有し各種計画の見直し等を行い、応急対策活動態勢の維持及び整備を図るものとする。

第6条 防災関係資機材等の通知

甲は、乙の応急対策活動を円滑にするため、甲の保有する防災関係資機材等の品目、数量、集積場所等を乙に通知するものとする。

(初動における連携)**第7条 初動対応****1 大規模災害の発生が予想される場合の対応**

- (1) 甲は、大規模災害の発生が予想され自衛隊に災害派遣を要請する可能性がある
と判断する場合、乙の迅速な災害派遣に寄与するため、速やかに災害等の状況、
今後の見通し等を乙に連絡するものとする。
- (2) 乙は、前項の連絡に基づき、災害派遣準備を推進するとともに、甲及び乙の認
識の共有を図るため、必要に応じ、北海道庁、各総合振興局等及び各市町村に連
絡幹部を派遣するものとする。

2 大規模災害の発生が突発的な場合の対応

- (1) 甲は、災害の発生が突発的で、文書による要請ができない場合においては、口
頭、電信又は電話を利用する等、時宜に適した手段をもって要請するものとする。
- (2) 乙は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、通信の途絶等により
甲の要請を待ついとまがない場合、自主的に部隊を派遣し、直ちに、人命救助を
第一義とした応急対策活動を開始する。
また、自主的に連絡幹部を北海道庁に派遣する等、速やかに甲との連絡を確保
し、甲及び乙の密接な連携のもとに応急対策活動を実施するように努める。

3 情報共有

甲及び乙は、災害対策本部等にそれぞれの情報を一元的に集約し、迅速かつ円滑
な応急対策活動を実施するものとする。

- (1) 乙は、甲及び防災関係機関と災害情報を共有するため、発災後、速やかに航空
機から撮影した映像を北海道庁に配信するものとする。
- (2) 乙は、甲及び防災関係機関と災害情報を共有し、適切な応急対策活動を実施す
るため、災害の状況・様相により、道庁内に方面連絡調整所を設置するものとし
る。

併せて、現地での連携を強化するため、各総合振興局等及び各市町村に現地連
絡調整所を設置するものとする。

4 海上・航空自衛隊への連絡・調整

乙は、海上・航空自衛隊と協同で応急対策活動を実施する必要性があると判断す
る場合、速やかに海上・航空自衛隊に対し協力を求めるとともに、乙が主体となり、
それぞれの役割分担等について調整を行うものとする。

(応急対策活動における連携)**第8条 自衛隊の実施する応急対策活動**

災害派遣時における自衛隊の実施する応急対策活動は、被災者の生命・身体の安全を守るための活動を最優先で実施するものとする。

第9条 海上・航空自衛隊等との協同による応急対策活動実施時の連絡・調整要領

乙は、派遣内容に応じ、海上・航空自衛隊等と協同で応急対策活動を実施するものとする。

この際、甲との連絡・調整窓口を一元化するため、乙、海上・航空自衛隊及び防衛省の関係機関（他国からの支援部隊等も含む。）の実施する応急対策活動に係る連絡・調整は、乙が主体となって実施するものとする。

第10条 緊急交通路線の調整

甲は、乙の応急対策活動に当たり、被災地域への進入が迅速に行われるよう北海道地域防災計画に定める緊急輸送道路ネットワーク等を活用した緊急交通路線の調整を行うものとする。

第11条 活動拠点の使用

甲は、乙及び防災関係機関の活動拠点（施設等を含む。）の使用について、所要の調整をするものとする。

第12条 航空空域等の使用調整

甲は、乙及び防災関係機関と連携し、応急対策活動における離着陸場の指定、飛行ルート指定、飛行の統制等について調整するものとする。

第13条 救援資機材等の使用

甲は、甲の保有する救援資機材等及び災害時に民間業者から借り上げた機械力等の使用について、所要の調整をするものとする。

第14条 応急対策活動実施間の調整

甲及び乙は、応急対策活動実施間、継続的に派遣の規模・内容等について調整するものとする。

第15条 乙の行う物品の無償貸与及び譲与

乙が甲に物品の無償貸与又は譲渡を行う場合は、防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する省令によるほか、その都度甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

第16条 経費の負担区分

- 1 乙の負担する経費は、次の各号に定めるものとする。
 - (1) 災害派遣部隊の糧食費、被服維持費、医療費、装備品等の燃料及び修理費
 - (2) 写真用消耗品費
 - (3) 災害派遣部隊の救援活動中に発生した損害に対する賠償費
- 2 第1項に示す経費以外の負担区分は、努めて早期に甲乙間で協議するものとする。
- 3 甲は、乙の災害派遣において、甲又は受入側（施設等の管理者、市町村等）が負担すべき経費を具体化し、本協定に追加するとともに、関係する計画等に整理するものとする。

第17条 災害派遣の撤収

甲は、第14条に定める調整に基づき派遣目的を達したと判断した場合、甲及び乙が協議の上、速やかに乙に撤収を要請するものとする。

（その他）

第18条 協定書の定めのない事項

この協定書に定めのない事項については、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

第19条 協定の見直し

本協定に追加及び修正する必要がある場合、甲及び乙が協議の上、逐次に見直しをするものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、それぞれ1通を所持するものとする。

平成24年6月7日

甲 北海道知事

乙 陸上自衛隊 北部方面總監

災害時の応援に関する協定

財務省北海道財務局（以下「甲」という。）、北海道（以下「乙」という。）及び北海道内の市町村（以下「丙」）の長から協定の締結について委任を受けた北海道市長会長及び北海道町村会長（以下「丁」という。）は、北海道内で相当規模の災害が発生した場合において、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号、以下「法」という。）第 74 条の 3 の規定に基づく甲の乙又は丙に対する応援（以下「応援」という。）を円滑に行うため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、北海道内で相当規模の災害が発生した場合において、甲、乙及び丙の連携により初動時の情報収集、伝達を迅速に実施するほか、甲の乙及び丙への応援による各種業務の実施により、乙又は丙における円滑かつ迅速な災害復旧事務の遂行とともに民生の安定が図られることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この協定で、「相当規模の災害」とは、次の各号に掲げる災害をいう。

- (1) 法第 24 条第 1 項に規定する非常災害対策本部又は法第 28 条の 2 に規定する緊急災害対策本部が設置された災害
- (2) 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）による救助の行われる災害
- (3) 乙に法第 23 条に規定する災害対策本部が設置された災害のうち、特に乙が必要と認めるもの（被害情報の収集・伝達）

第 3 条 相当規模の災害が発生した場合は、甲、乙及び丙相互に連絡し、情報の収集と伝達を行うものとする。

2 甲、乙及び丙は、予め連絡体制を整備しておくものとする。

（支援の内容）

第 4 条 甲の応援により、甲が支援する業務の内容は、次の各号に掲げる事務及び作業とする。

- (1) 避難施設運営補助（支援物資運搬、避難施設巡回等）
- (2) 災害ボランティア及び支援物資等の受付事務
- (3) 有価物（現金、保険証、貴金属等の遺失物）の分別等作業
- (4) り災証明書申請受付及び発行に関する事務
- (5) り災建物判定にかかる現地調査補助
- (6) その他乙又は丙の職員の指示に基づく災害応急対策に関する事務及び作業

（応援の要請）

第 5 条 相当規模の災害が発生した場合において、乙又は丙が必要に応じ第 4 条に定める応援の要請を行う場合は、甲に対し電話連絡等、口頭により要請を行い、事後速やかに要請内容を記載した文書を提出するものとする。

2 丙からの要請については、乙を経由するものとする。

（応援の実施）

第 6 条 甲は、乙又は丙から第 5 条に基づく要請を受けたときは、甲における業務継続可能な体制を考慮した上、可能な応援を行うものとする。

（自主応援）

第 7 条 甲は、乙若しくは被災市町村との連絡がとれない場合又は緊急を要する場合であって必要があると認めるときは、自主的に又は乙との連携により、被災市町村の被災状況等に関する情報収集を行うとともに、当該情報に基づく応援を行うものとする。

2 自主応援については、第 5 条第 1 項の規定による要請があったものとみなす。

（費用負担）

第 8 条 甲の派遣に要する費用は、原則として甲が負担するものとする。

（その他）

第 9 条 この協定に定めのない事項に関しては、その都度、甲、乙及び丙が協議するものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成26年3月28日から施行する。
- 2 この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲、乙及び丁記名押印の上、各自1通を保有し、丁は丙に対し、その写しを交付するものとする。

平成26年 3月28日

甲 財務省北海道財務局
北海道財務局長

乙 北海道
北海道知事

北海道市長会
北海道市長会長

丁

北海道町村会
北海道町村会長

北海道における災害時等の相互協力に関する協定

北海道開発局、北海道及び札幌市（以下「構成機関」という。）は、災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項第1号に定める災害をいう。以下同じ。）が発生し、又はそのおそれがある場合の相互協力を円滑に行うため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、各構成機関が管轄する区域において、国土交通省所管の法令等に基づき設置された土木施設等に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の相互協力の内容等を定め、もって被害の拡大及び二次災害の防止並びに被害施設の早期復旧に資することを目的とする。

（協力内容）

第2条 協力内容は、次に掲げる事項の実施に係る資機材の貸与、職員の派遣等に関するものとする。

- (1) 施設の被害状況の把握
- (2) 情報連絡網の構築
- (3) 応急復旧等
- (4) その他必要と認められる事項

2 前項の規定に関わらず、次に掲げる事項については、実施主体、分担等が決定するまでの間、北海道開発局による協力を行うことができるものとする。

- (1) 二次災害の防止に資する応急措置の準備（建設資機材の運搬、被災箇所の監視、進入路の確保等）
- (2) 必要最小限の応急措置
- (3) その他緊急に実施することが必要と認められる事項

（協力の要請）

第3条 構成機関は、災害対策に当たり他の構成機関の協力が必要と判断した場合には、電話又はFAX等により、他の構成機関に協力を要請するものとする。

（要請によらない協力）

第4条 災害が発生し、被災による連絡不能その他の事由により、被災した構成機関から協力の要請がない場合であっても、他の構成機関は、独自の判断により協力を行うことができるものとする。

2 前項に掲げる場合のほか、第2条第2項の状況において、緊急を要し、かつ、要請を待ついとまがないと認められるときは、北海道開発局が独自の判断により職員の派遣を行うことができるものとする。この場合において、北海道開発局は、他の構成機関に対して、派遣内容を速やかに通知するものとする。

（費用負担）

第5条 要請に基づく協力を要する費用は、他に特段の定めのある場合を除き、原則として要請を行った構成機関の負担とする。ただし、負担を求めることが困難又は不適當な場合は、構成機関相互で協議するものとする。

(相互協力の連絡等)

第6条 構成機関は、災害時の協力が円滑に実施されるよう、平常時から、緊急時の連絡体制及び保有する資機材等に関する情報交換を行うものとする。

(他の協定との関係)

第7条 この協定は、構成機関が既に締結している他の相互応援に関する協定等による応援及び新たな相互応援に関する協定等の締結を妨げるものではない。

2 前項に規定する協定等に基づく要請が、構成機関で輻輳する場合は、応援内容について相互に調整を行うこととし、必要に応じて、北海道開発局が調整を行うことができるものとする。

(細目協定)

第8条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、細目協定を締結することができるものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項、又は疑義の生じた事項については、その都度、構成機関が協議の上、定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は、平成28年12月9日から適用する。なお、「北海道における災害時の相互協力に関する申合せ（平成21年5月15日締結）」については、廃止する。

この協定の証として、本書3通を作成し、構成機関が押印の上、各々1通を保有する。

平成28年12月9日

北海道開発局長 印

北海道知事 印

札幌市長 印

大規模災害に備えた北海道と陸上自衛隊 北部方面隊との連携・協力に関する覚書

北海道（以下「甲」という。）と陸上自衛隊北部方面隊（以下「乙」という。）は、大規模災害時における相互の連携がより効果的に図られるよう、平素からの相互協力に関して覚書を締結する。

記

（協定との関係）

- 1 大規模災害時の連携に向けた、甲と乙との平素からの相互の協力に関しては、「大規模災害時の連携に係る協定書」（平成24年6月7日付）に定めのある事項のほか、この覚書による。

（防災訓練の協力）

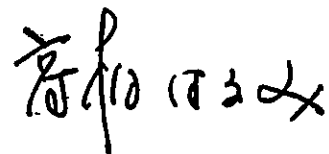
- 2 乙は、北海道防災総合訓練及び各（総合）振興局の災害対策地方本部運営訓練等において、必要に応じ、乙が保有している災害シミュレーションシステム（以下「訓練システム」という。）等による訓練支援を行う。
- 3 甲は、訓練システムの整備に関する必要な資料等を乙に対して、支障のない範囲で提供するものとする。
- 4 甲及び乙は、それぞれが主催する訓練の実施に当たり、支障のない範囲で施設・物品等の利用、その他の支援を行うとともに、防災関係機関の参加の促進を図るものとする。

（防災研修等の協力）

- 5 甲は、乙又は自衛隊が行う大規模な防災訓練に、積極的に職員を派遣し研修又は参加するものとする。
- 6 甲及び乙は、それぞれが主催する防災研修等に対して、支障のない範囲で職員を派遣するものとする。

平成28年3月17日

甲 北海道知事



乙 陸上自衛隊 北部方面總監

